

久喜市議会
令和 7 年 5 月招集会議
市長提出議案質疑通告

令和 7 年 5 月 9 日（金）

質疑通告者一覧

【議案第1号 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第2号）について】

通告第2号 川辺 美信 議員	1
通告第4号 猪股 和雄 議員	1

【議案第2号 器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて】

通告第5号 園部 茂雄 議員	2
----------------------	---

【報告第5号 専決処分の報告について（久喜市税条例の一部を改正する条例）】

通告第3号 杉野 修 議員	3
---------------------	---

【報告第7号 専決処分の報告について（久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

通告第1号 渡辺 昌代 議員	4
----------------------	---

議案第 1 号	令和 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号）について
---------	-------------------------------

○ 通告第 2 号 川辺 美信 議員

（１）P10～11 2 児童手当給付事業

説明欄にある「対象児童拡大副本改版対応システム改修業務委託料」について、今回改修される内容について伺います。

○ 通告第 4 号 猪股 和雄 議員

（１）P10～11 学校給食費 P8～9 財政調整基金繰入金

ア 学校給食費の賄材料費の物価高騰分、1 食あたり小学校 21 円、中学校 28 円を市で負担するとしている。

4 月から 1 年間の給食費が対象であるのに、なぜ新年度の市政の方針として決定して当初予算に計上しなかったのか。当初予算で「学校給食費の食材料費上昇分を引き続き市が負担」と説明していたのだから、その段階で市の負担分を増額することを決定しなかった理由と、補正予算で対応することにした経緯を説明されたい。

イ 財源は全額を財政調整基金の取り崩しであてることにしたが、「不測の事態」に対処するという本来の財調の趣旨とは異なる。保護者負担の軽減という政策目的から財源が必要という判断であれば、当初予算編成の中で全体の歳入歳出の調整で財源を確保するべきであった。年度途中で必要という判断が生じたのであれば、予備費を当てるべきであるが、そうしなかった理由を説明されたい。

一方で、財調は 30 億円程度の確保を前提として積み立てていくべきであって、安易に取り崩すべきではないと考えるが、いかがか。

議案第 2 号	器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて
---------	---------------------------

○ 通告第 5 号 園部 茂雄 議員

（１）久喜市桜田 2 丁目地内における街路樹の倒木事故について伺います。今回、強風によって倒れた街路樹（ハナミズキ等の中木）が自動車に損傷を与えましたが、予測が困難だったと考えられます。このような事故の再発防止に向けた対応について伺う。

また、街路樹の倒木事故は重大な事故につながる可能性があります。そこで、日常点検の実施状況や、特に注意が必要な樹木の管理体制について伺います。

報告第 5 号	専決処分の報告について（久喜市税条例の一部を改正する条例）
---------	-------------------------------

○ 通告第 3 号 杉野 修 議員

- （１）改正後の附則第 10 条の 3 第 14 項の目的はどこにあると考えるのか伺う。
- （２）マンションの管理組合等からの減額を求める申告書に必要な「要件」は何か伺う。
- （３）従来通り、マンションの区分所有者が個人で申告書を提出することは可能なのか伺う。
- （４）固定資産税が減額となる市内の該当マンションについて以下の点を伺う。
 - ア 管理組合数（総戸数）
 - イ 市が減収となる見込み額
 - ウ この減額制度による「長寿命化に資する大規模修繕工事」実施推進見込み

報告第 7 号	専決処分の報告について（久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
---------	-------------------------------------

○ 通告第 1 号 渡辺 昌代 議員

- （１） 7 割軽減がないのはなぜか伺う。
- （２） 軽減が拡充されることの予算は、当初予算の中で算出されているのか。
一般会計への影響は出ていないのか伺う。
- （３） 軽減対象人数の被保険者全体に対する割合を伺う。